

開催日時：2002年9月19日(木) 16:00~19:40
場 所：ぱ・る・るプラザ京都 6階会議室D
参加者数：委員7名 河川管理者21名 委員傍聴者4名

1 検討内容および決定事項

自治体や他省庁との連携について

- ・ 河川管理者より、「滋賀県と高時川の治水に関する考え方についての擦り合わせができていないため、丹生ダムの説明資料が用意できなかった」旨の報告があったことをきっかけに、自治体や他省庁との連携の必要性と課題、上流から下流まで河川全体での一貫した構想の必要性等について議論が行われた。
- ・ その結果、ダムWGから委員長に対して、「中間とりまとめで打ち出した新しい河川整備の理念をどのように流域自治体や関係する他省庁等に対して説明し、オーソライズしていくべきかを検討する必要がある」と、提案することとなった。

情報提供と質疑応答

河川管理者より、「ダムと堰」に関する一般的な機能や課題についての説明が行われ、並行して委員との質疑応答も行われた。

<主な説明内容>

- ・ ダムと堰の違い、ダムの種類と目的、ダムの機能(洪水調節ルール、濁水時の対応、発電の仕組み、排砂や魚道等環境への取り組み)、ダム湖の水質の現状、砂防ダム、固定堰と可動堰等

<主な意見と質疑応答>

- ・ 治水の理念転換によって流量や堤防の高さなど物理的な数量や形状に違いは出るのか。
- ・ 壊滅的被害について定義があいまいなのではないか。
- ・ 「壊滅的被害の回避」とは、「破堤による壊滅的被害の回避」を意味している。つまり、人工構造物である高い堤防が壊れることにより、被害をより大きくすることを防ぐという意味である。誤解のないよう理解を一致させる必要がある。(河川管理者)
- ・ ダムがあったために水害が発生したと勘違いされている場合がある。ダムが水害を助長することはない。専門家が正しい知識を知らせる必要がある。
- ・ ダムがあっても、貯水容量を超えた場合には、流入した量と同じ量を放流するため、多くの河川が合流する下流では、水害が発生する可能性もある。ダムによる治水の限界を住民にきちんと知らせてなかったことは反省している。(河川管理者)
- ・ ダムにたまった砂も問題。砂も流せるような川、ダムにする必要がある。
- ・ 下流の河川に土砂を排出する方法としては、排砂ゲートの設置やパイパストンネルが考えられる。(河川管理者)

今後の予定について

第3回ダムWGは、10月6日(日)14:00~21:00(途中休憩1時間)に行く。河川管理者には、ケーススタディとして取り上げて議論するダム(どのダムになるかは未定)についての説明をお願いする。また、本多委員から、ダムの環境アセスメントについて(20分程度)の情報提供をいただく。

以上

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。詳しい内容については結果概要をご覧ください。